

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和3年9月22日（令和3年（行個）諮問第148号ないし同第150号）

答申日：令和4年2月17日（令和3年度（行個）答申第139号ないし同第141号）

事件名：特定期間に係る本人に対し航空機及び船艇にて移動し行う業務に関して特定部隊が保有する文書の不開示決定（不存在）に関する件
特定期間に係る本人に対し車両及び徒歩にて移動し行う業務に関して特定部隊が保有する文書の不開示決定（不存在）に関する件
特定期間に係る本人に対し車両及び徒歩にて移動し行う業務に関して特定部隊が保有する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる保有個人情報（以下、順に「本件対象保有個人情報1」ないし「本件対象保有個人情報3」といい、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく各開示請求に対し、令和3年4月28日付け防官文第7991号ないし同第7993号により防衛大臣（以下「防衛大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）の取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 審査請求人は、令和3年2月20日付保有個人情報開示請求書により、本件対象保有個人情報1ないし本件対象保有個人情報3として開示請求をし、後に、防衛省情報公開窓口により請求受付番号：2021. 2. 24-送個開請294ないし296として受理されたことを知った。

イ その後、防衛大臣から原処分1ないし原処分3を受けたことを、令和3年4月30日に知った。

ウ 防衛大臣は、不開示とした理由を「当該行政文書の存在を確認す

ることができなかつたため、文書不存在により不開示としました。」としている。

エ しかしながら、開示請求文言の「開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称等」に関して、当該部隊がこの種の業務を行っていることは周知の事実であつて、審査請求人もこのことを聞き及んでいるとともに、幾度となく現認していることから、その存在の蓋然性を認めたくて開示請求を行つており、防衛大臣が、文書不存在により不開示とする所為は、裁量権の逸脱又は濫用であるばかりでなく、審査請求人の知る権利・開示請求権を侵害していることから、違憲・違法である。

オ 以上の点から、本件処分取消しを求めるため、本審査請求を提起した。

(2) 意見書

省略。

(3) 追加意見書

防衛大臣は、理由説明書3件を提出しているが、いずれも、不開示の理由は文書不存在のためである旨を再度述べただけに過ぎない。

この旨について、防衛大臣は「本件対象保有個人情報記録されている行政文書の存在を確認することができなかつたため、文書不存在につき不開示としたものであり、本件審査請求を受けて念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においても保有を確認できなかった。」と主張するが、それら2度にわたり確認できなかった理由、つまり「何故出てこないのか」に触れていない。

この主張について、審査請求人は防衛大臣の保有個人情報不開示決定通知書により文書不存在とした点は既に知っていることであり、また、同人が審査請求書にて主張している「当該部隊がこの種の業務を行っていることは周知の事実であつて、審査請求人もこのことを聞き及んでいるとともに、幾度となく現認していることから、その存在の蓋然性を認めたくて開示請求を行つており、防衛大臣が、文書不存在により不開示とする所為は、裁量権の逸脱又は濫用であるばかりでなく、審査請求人の知る権利・開示請求権を侵害していることから、違憲・違法である。」ことについての弁明には全くなり得ないものである。

よつて、当該理由説明書について、防衛大臣の主張には理由がなく、失当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象保有個人情報1ないし本件対象保有個人情報3に記録されている保有個人情報の開示を求めるものであり、これに該当

する本件対象保有個人情報記録されている行政文書の保有を確認することができなかつたため、法18条2項の規定に基づき、令和3年4月28日付け防官文第7991号ないし同第7993号により文書不存在による原処分1ないし原処分3の不開示決定処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

本件対象保有個人情報記録されている行政文書については、特定自衛隊基地所在部隊において、事務室及び倉庫内の行政文書ファイル並びに共有サーバー内の電磁的記録の探索を実施し、特定自衛隊駐屯地において、書棚、文書保管庫及び事務室内端末等の探索を実施したが、当該行政文書の存在を確認することができなかつたため、文書不存在により不開示としたものである。また、本件審査請求を受け、念のため改めて行った探索においても、本件対象保有個人情報記録されている行政文書についてはその存在を確認できなかった。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「当該部隊がこの種の業務を行っていることは周知の事実であつて、審査請求人もこのことを聞き及んでいるとともに、幾度となく現認していることから、その存在の蓋然性を認めたくして開示請求を行つており、防衛大臣が、文書不存在により不開示とする所為は、裁量権の逸脱又は濫用であるばかりでなく、審査請求人の知る権利・開示請求権を侵害していることから、違憲・違法である。」として、原処分の取消しを求めるが、上記2のとおり、本件対象保有個人情報記録されている行政文書の存在を確認することができなかつたため、文書不存在につき不開示としたものであり、本件審査請求を受けて念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においても保有を確認できなかった。

よつて、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和3年9月22日 諮問の受理（令和3年（行個）諮問第148号ないし同第150号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年11月1日 審査請求人から意見書を収受（同上）
- ④ 同月25日 審査請求人から追加意見書を収受（同上）
- ⑤ 令和4年1月20日 審議（同上）
- ⑥ 同年2月10日 令和3年（行個）諮問第148号ないし同第150号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、別紙に掲げる本件対象保有個人情報1ないし本件対象保有個人情報3である。

審査請求人は、原処分取消しを求めており、諮問庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 自衛隊の任務は、自衛隊法3条に定められており、特定自衛隊基地所在部隊では、主に我が国周辺海域における警戒・監視、災害派遣、航空救難、航空機の整備、回転翼操縦員等の教育訓練等を実施しており、特定自衛隊駐屯地所在部隊では、主に特定県の防衛警備・災害派遣、新隊員などへの教育訓練等を実施している。

イ 特定自衛隊基地所在部隊において航空機を利用して行う業務は、各種訓練のほか、パイロット等の教育、管轄地域の警戒・監視、人員や物資の輸送、災害派遣、海難事故等における航空救難などであり、船艇を利用して行う業務についてもおおむね同様である。また、特定自衛隊基地所在部隊及び特定自衛隊駐屯地所在部隊において車両を利用して行う業務は各種訓練のほか、運転教習等教育、各部隊への支援、災害派遣などであり、徒歩を利用して行う業務についてもおおむね同様であるが、当該各業務において、部外者たる一般人の個人情報を入力するような業務はない。

ウ 上記ア及びイのとおり、特定自衛隊基地所在部隊及び特定自衛隊駐屯地所在部隊の各業務において、個人の情報を入手するような業務はないが、念のため該当する全ての部隊における事務室の書架、書庫、パソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象保有個人情報の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会において自衛隊法を確認したところ、自衛隊の任務、行動及び権限は、同法に明記されており、特定自衛隊基地所在部隊及び特定自衛隊駐屯地所在部隊のウェブサイトを確認したところ、その業務内容は上記(1)ア及びイの諮問庁の説明のとおりであると認められる。また、処分庁においては本件対象保有個人情報を記録した行政文書について、該当する全ての部隊において広く探索を行っているとは認められ、処分庁の探索の範囲等については、特段問題があるとは認められない。

そうすると、特定自衛隊基地所在部隊及び特定自衛隊駐屯地所在部隊の各業務において、部外者たる一般人の個人情報を入力するような業務

はなく、本件対象保有個人情報には保有していないなどとする上記（１）の諮問庁の説明は首肯でき、他に本件対象保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、防衛省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、防衛省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員 白井玲子，委員 佐藤郁美，委員 中川丈久

別紙（本件対象保有個人情報）

本件対象保有個人情報 1

平成30年度から令和2年度までの間、特定県特定市Aの特定自衛隊基地所在部隊が保有する、私こと特定個人に対する、特定県において航空機及び船艇にて移動し行なう業務に関する文書に記載されている私の情報

本件対象保有個人情報 2

平成30年度から令和2年度までの間、特定県特定市Aの特定自衛隊基地所在部隊が保有する、私こと特定個人に対する、特定県において車両及び徒歩にて移動し行なう業務に関する文書に記載されている私の情報

本件対象保有個人情報 3

平成30年度から令和2年度までの間、特定県特定市Bの特定自衛隊駐屯地所在部隊が保有する、私こと特定個人に対する、特定県において車両及び徒歩にて移動し行なう業務に関する文書に記載されている私の情報